

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律及び小売商業調整特別措置法の一部を改正する法律案に対する修正案(中島源太郎君外四名提出)

〔本号末尾に掲載〕

○渡辺(三)委員 たいだいま提案いたしました修正案につきまして、提案者を代表し、その趣旨を御説明申し上げます。

修正の案文は、お手元に配付したとおりであります。

この修正案は、まず、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の改正部分につきまして、大規模小売店舗に係る届け出から勧告までの期間を延長することができるのが「二月」以内となっているのを「四月」以内に改めることであります。

次に、小売商業調整特別措置法の改正部分につきましては、第一に、小売市場に関する規制を従来どおり許可制とすること。

第二は、大企業者による小売店舗の進出に対する調査、調整及び勧告の諸規定を現行法どおり復活させるとともに、その申し出適格団体に商店街振興組合等を加えることであります。

以上が修正案の趣旨であります。何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○橋口委員長 次に、安田純治君。

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律及び小売商業調整特別措置法の一部を改正する法律案に対する修正案(安田純治君外一名提出)

〔本号末尾に掲載〕

○安田委員 内閣提出の大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律及び小売商業調整特別措置法の一部を改正する法律案に対する日本共産党・革新共同の修正案につきまして、提案者を代表して、一言御説明申し上げます。

修正点は、お手元にお配りいたしましたとおりでございます。

すなわち第一に、大店法部分につきましては、知事または大臣の変更勧告ができる期間を必要な期間延長できるとしております。それとともに、周辺中小小売業の事業活動に相当程度の影響を及ぼすおそれがないと認められるときに期間満了前に勧告しないことを決定できる部分を削除しております。これは、地元での調整、地元での合意がないままでは出店できない運用を貫く立場からこうしたわけであります。

第二に、商調法部分につきましては、政府修正案を全部削除しております。もはや御説明の要なしと思いますが、政府修正案はすべて現行法を後退させているとの判断でございます。

第三に、大企業者の進出に対して調査、調整を申し出ることのできる団体に、商店街、商店会なども加えるようにした点でございます。

以上が修正の主要な点であります。

なお、日本共産党・革新共同は、自治体権限による許可制を骨子とした抜本的改正を一貫して主張してまいりました。今回の政府修正案が、一部の改善点を伴っているにしても、商調法に言う小売市場の定義に一店舗が三十平方メートルに区分されていることという規定を新たに追加して、大スーパーなどに商調法が適用されない道を開くなど改悪部分を持っていることは、とうてい容認できないのであります。

また、百六十万中小小売業者や数百年の地方自治体などの抜本改正の要求に背を向け、政府修正案の審議が、わずか一日半の審議で採決に持ち込まれる異常な運営に対してもきわめて遺憾であります。いろいろの事情があるにせよ、少なくとも現行

法の改悪部分はすべて削除し、半歩でも一歩でも改善に向かう改正を行うことこそ国民要求にこたえる道であると信ずる立場から、以上の修正案を提出した次第でございます。

委員各位の御賛同をお願いいたします。修正案の説明といたします。

○橋口委員長 以上で両修正案の趣旨の説明は終わりました。

○橋口委員長 これより原案及びこれに対する両修正案について討論に入るのであります。討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

まず、安田純治君外一名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○橋口委員長 起立少数。よって、本修正案は否決されました。

次に、中島源太郎君外四名から提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○橋口委員長 起立多数。よって、本案は中島源太郎君外四名提出の修正案のとおり修正議決すべきものと決しました。

○橋口委員長 たいだいま修正議決いたしました本案に対し、中島源太郎君外五名から、自由民主党、日本社会党、公明党・国民会議、民社党、日

本共産党・革新共同及び新自由クラブ六派共同提案に係る附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

まず、提出者より趣旨の説明を求めます。中島源太郎君。

○中島(源)委員 たいだいま提案いたしました附帯決議案につきまして、提案者を代表して、提案の趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律及び小売商業調整特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 本法の重要性にかんがみ、改正点の趣旨を関係方面に周知徹底すること。

二 中小小売業の事業活動の機会が適正に確保されるよう、物品の販売事業を行う各種協同組合の活動についても、各協同組合法の趣旨に則り、所要の改善が行われるよう措置すること。

三 本法が施行されるまでの間、大規模小売店舗の駆込み的な新増設が行われることのないよう指導すること。

以上であります。

附帯決議案の各項目の内容につきましては、審査の過程及び案文によりまして御理解いただけるものと存じますので、詳細な説明は省略させていただきます。

委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○橋口委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○橋口委員長 起立総員。よって、本動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

められておりますので、これを許します。河本通商産業大臣。

○河本國務大臣 ただいまの御決議につきまして、その趣旨を十分尊重し、対処いたします。

なお、第七条第一項の「削減」の字句の解釈について御審議が集中したところでありますが、その過程において、その意味は全部または一部の削減である旨を答弁において明らかにいたしました。この見解を関係各方面に周知徹底する所存であります。(拍手)

○橋口委員長 お諮りいたします。

本案に関する委員会報告書の作成につきまして、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○橋口委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○橋口委員長 内閣提出、金属鉱業事業団法の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。後藤茂君。

○後藤委員 わが国の金属鉱業を安定させるための緊急対策を求めた五月二十六日の本委員会の決議、さらに七月三日の鉱業審議会の「今後の鉱業政策の基本的方向について」の建議を受けまして、その後わずか三カ月ばかりの短い期間に、緊急融資制度の創設や休廃止鉱山坑廃水処理のための必要な法改正、予算措置を今臨時国会に提案されたわけでございますけれども、この間の関係者の御苦勞と真剣な御努力に對しまして、まず冒頭、心から敬意を表したいと思っております。

時間がございませぬので、私は、以下二、三の点につきましてただしておきたい問題点を整理し、大臣並びに長官に御質問を申し上げてみたいと思うわけです。

まず、最初に大臣にお伺いをしたいと思ひます。

大臣は、わが国の基本的な政策として必要なことは、総合的な国の安全保障を考えていくことだ、こういうことをしばしば言明されております。私もこの点は大変大切だと考えるわけです。経済面の安全保障は非常に大切でありますし、その観点に立つて金属鉱業の問題というものを処理したい、こういう趣旨も大體はしばしば発言をされているわけですが、ぜひこの経済面の安全保障という観点から金属鉱業政策というものを位置づけていただきたいと考えるわけです。

それと関連をいたしまして、十月十一日だったでしょうか、通産省の「八〇年代ビジョンづくりの方向(検討の視点と課題)」というものが発表されておりました。この中身についてはここでは触れませんが、ただ、「国際社会の変化と日本への対応」の第一に望ましい国際分業、第二に国際協力、そして第三に総合的な観点に立つセキュリティーを確保する課題というものを、この「八〇年代ビジョンづくりの方向」の中で挙げておられるわけですが、私は、日本においても、大要資源の少ない国でしかも重要な非鉄金属というものを産出したしております国内鉱山あるいは金属鉱業というものの対して、ナショナルセキュリティの観点から位置づけて、これを安定的に確保していく、こういうことが大切だろうと考えるわけです。

これまでも御答弁の中で大臣はしばしば言明をされておられるわけですが、私も、この経済の安全保障という立場に立つた金属鉱業のあり方につきまして、大臣の御見解をまず冒頭にお聞きしておきたいと思ひます。

○河本國務大臣 国の安全保障というものを、私は総合的に考えていかなければならぬと思ひます。特に資源、エネルギーの面でわが国は非常に

貧弱でありますので、この分野でいかに安定的に供給を確保していくかということは、これは非常に重要な課題でございます。そういう意味におきまして、非鉄金属、特に銅、亜鉛等重要な資源につきまして、国内資源を極力活用していくという政策は、総合的にこれを進めることが必要だと考えております。

○後藤委員 そういう観点に立ちましてぜひ政策を進めていただきたいわけですが、本論に入ります前に、長官に、最近の銅、亜鉛等の需給動向についてお聞きをしておきたいと思ひます。

ことしに入りまして、主要生産国の減産意欲も見られてまいりまして、一時過剰在庫が減少した、需給の改善が進んだ、こういうように言われているわけですが、ただしかし、過剰在庫の解消には銅で二年ぐらいかかるんじゃないか、あるいは亜鉛でもまだ三年ぐらいかかる年月がかかるのではないかという意見も実はあるわけですが、

そこで、世界的な需給関係をどういうようにごらんになっておられるのか、この点を、簡潔で結構でございますから、お答えをいただきたい。

○天谷政府委員 銅、亜鉛につきましては、オイルショック、石油危機の結果世界的な不況になりました。消費の減少の発端は、大體昭和五十年でございます。消費他方、生産の減少は消費の減少ほどはかばかしくなく、消費の方がいわば幾何級数的に減少したのに対して、生産の方は算術級数的に減少したのしませんでしたので、その結果として期末在庫がどんどんふえてまいりまして、在庫のピークは昭和五十二年でございます。銅及び亜鉛いずれも昭和五十二年に世界的に在庫がピークに達したわけでございます。

しかしながら、ことしに入りまして、先生御指摘のとおり、CIPPEC諸国では銅について一五％の減産をいたしましたし、主要な亜鉛生産国であるヨーロッパにおきましても減産が行われまして、生産がやや落ちてきた。他方、消費につきま

しては、循環的といえますか、次第に需要の回復が見られておりますので、その結果として、在庫はことしに入りましてから次第に減少の傾向を見せております。しかしながら、現段階におきましては、なお世界の過剰在庫は、銅につきましては約百万トン、亜鉛につきましては七、八十万トンぐらゐという依然として大きな在庫の圧力があるわけでございます。したがって、今後世界経済がたとえ三分程度伸びていくというふうな仮定いたしましたとしても、需給のバランスが回復するのは八〇年、八一年と、先生御指摘のとおり、そういうふうなことになるのではなからうかというふうにご考慮を願います。

日本の国内の需給でございますが、これにつきましては、国際的な状況よりは生産の調整が比較的早く行われましたために、在庫水準は、銅の場合はピークが五十一年度でございまして、以後漸減をいたしております。特にメーカー在庫につきましては、かなり急速に減少をしております。やや品不足というふうな気味も見えるという状況でございます。これは、公共投資あるいは電力設備投資等が活発に行われましたために、電線の需要が急速に回復してきたということが大きく作用しているように思われます。

他方、亜鉛につきましては、消費の回復が銅ほどはかばかしくないので、在庫はぐずついておると申しますか、横ばいの状況が続いておりますが、しかし、スメルター在庫で見ますと、かなり減少の傾向が見えるわけでございまして、国内にもあるいは世界全体のにもその最悪時期は脱し、まして、次第に需給は好転に向かいつつある、こういうふうにご考慮を願います。

○後藤委員 いま長官から需給関係についての見通しをお聞きしたわけでございまして、仮にそのことによつてLMEの価格が若干強含みに推移をしていく、あるいは在庫が減少をしていくという傾向をとつたとしても、これがどうも円高の問題で国内建て値にそのまま反映をしていかないうわけですね。そういう意味で、円高が結局相殺

をしてしまつておるということを考えてみますと、これからの日本の円高傾向に対してどう見通しを立てておられるのかということも、これから飯業政策を進めていく上において大変重要な問題ではないかと思うわけです。

昨午も、ヨーロッパの市場では百八十三円ですが、大麥円高を示しているわけでございますが、大臣、いかがでございましょうか、国内鉱山の存立の成否を左右いたします円高の問題、これはこれからをどのようにいまごらんになっておられますでしょうか。つまり、実勢以上にこの円高というのは大麥評価されているんだという意見もあります。しかし、今日の日本の経済を考えてみますと、まだ円高は続くんだというような見通しもございます。在庫が若干減少していきましても、あるいはLMEの価格が若干強含みに推移をいたしましても、円高によって相殺されてしましますと、この厳しい不況というものはなかなか抜け切らないわけでございますので、これからの円高の問題に対しての見通しを大臣はどのようにごらんになっておられるのか、お伺いしたいと思う。

○河本國務大臣 御案内のように、円の水準は昨年の初めは二百九十円ぐらいでございましたが、それが昨年の九月前後になりまして二百七十円前後になり、さらにまた、IMFの総会等におきまして日本経済が攻撃をされましたこと等を契機といたしまして、年末から年初にかけて二百四十円という水準がしばらく続いておりましたが、実は私どもも、この程度の水準がずっと続くのではないかと、まあこの程度なら日本経済は何とかやっていると、このように考えておりましたが、さらにことしの中ごろ以降、現在の水準に棒上げ状態で高くなったのでございます。

その背景をいろいろ考えてみますと、日本の貿易は、輸出は数量的には相当減つておるのだけれども、何分にもアメリカのインフレ等の影響を受けて、輸出製品の価格がドルベースでは非常に上がりました。昨年に比べましておよそ二五%くらい上がっております。だから、ずいぶん

数量も気をつけておるのですけれども、ドルの手取りは一向に減らない。これは私は、やはりアメリカにも一半の責任を負ってもらわなければいかぬのではないか、こういう感じがいたします。

一方におきまして、アメリカも現在の大幅な赤字をできるだけ減そうとする努力も続けておるようでありまして、インフレ対策も進めておるようであります。私どもが見ておりまして、遺憾ながらその効果が不十分である。

このような二つの關係から現在の水準が続いておりませんが、産業界の状態を見ますと、ほとんど全部の産業、中小企業はもちろんであります。現在の水準では非常に苦しいようであります。赤字が続いておる状態でございます。どの程度ならやっていますかということを開きますと、大体まあ二百二、三十円くらいならやっていますでしょう。この返事がもう大部分でございます。そして、先ほど申し上げましたように、日本の輸出が數量的には相当減りつつある、アメリカも懸命にインフレ対策、赤字対策をやっておるということを考えますと、そういう条件がだんだん整ってまいりますと、いまの円の水準はいろいろな角度から考えまして実力以上に評価をされておりますので、だんだんと実力に近づくのではないかと、このように期待をいたしまして、日本の經濟政策も円の水準を実力に近づけるということが非常に大きな課題であると考えております。

○後藤委員 長官にお尋ねをしたいわけですが、時間がございますので、早速本論に入らしていただきますと思います。

実はこの緊急融資制度が、本委員会でも現地調査をするとかあるいは決議をするとかということで大麥努力をしてまいりまして、やっと今臨時國會でその緊急融資制度というものがこれから実を結ぼう、こういう段階になつたわけですけれども、長官も御存じのように、そのやさきに、釜石、大麥古い歴史を持つておるわけですけれども、この釜石を閉鎖をする、そして全員解雇だ、新しい会社をつくるけれども、しかし、それもせ

いぜい三年間が限度だ、こういうような提案がなされてきているわけです。

あるいはまた、日本の代表的な鉱山であります神岡鉱山、私も行ってまいりまして、もうこれ以上合理化できないのではないかと思われるほど合理化をしております大変りっぱな鉱山ですけれども、この神岡鉱山も大量の人員整理の提案がなされ

れる。あるいは三菱が下川、古遠部、細倉、明延の四社四山の分離の合理化も検討しておる。せつかく緊急の融資制度を設けて何とかひとつこの鉱山をよみがえらしていきたい、こういう対策を講じているやさきにこういう事態が進んでいっているわけですね。ある労働者に聞いてみますと、も

う鉱石の顔を見ても喜ぶ気持ちにならないのだ、
 こういう山の労働者の訴えも実は聞くわけです。
 私は、今度の提案をされました制度なり法律の
 改正案等を見ましても、大要画期的な対策であり
 ますし、大きな期待を持つ一方で、こうした合理
 化が次から次へと提案をされてまいりますと、大

麦不安感を持つわけです。恐らく鉱山関係者とい
 うものはその不安感がぬぐえないだろうと思うの
 です。そういう意味で、この緊急融資制度によ
 って休閉山あるいは山の縮小、こういうことを抑
 えていくことができるのかどうか、何か足りない
 面はないか、恒久的にもっと対策を講じていか

ければならない面があるのではないか。これはこれとして進めていかなければなりませんけれども、山の皆さん方、あるいは鉱山の関係者が持つております不安を解消していくような、そういう積極的な考え方をひとつお聞かせをいただきたいと思うわけです。

○天谷政府委員 非鉄金属鉱山は、国民経済にとりましてきわめて重要な資源でございますし、日本の資源供給の安全保障ということを考える場合に、特別の重要性を持っていると考えます。それからまた、地域経済という面あるいは特定地域におけるその雇用問題等々の見地から考えましても、いま御指摘になりましたような不安を除くこと

いうことは、非常に大切なことであるというふう
に考えております。そういうわけで、従来とも探
鉱の助成であるとか、あるいは減耗控除制度であ
るとか、関税見返りの還付制度であるとかいうよ
うな制度によりまして、助成、振興を図ってきた
ところでございますし、それから、今日はまた、
この緊急融資制度というようなことも御審議をお
願いしておるわけでございます。

しかしながら、先ほども申し上げましたように、国際的に見ましてもまだ相当な過剰在庫が積み上がっており、八〇年くらいまではなかなか明るい日が差してこないというような状況でございますので、やはりこの間経営の合理化ということとは相当徹底してやっていただかなければならない

のではなからうか。国が鉱山をまる抱えするよう
なことができれば、それは非常に結構なこととこ
ございますけれども、やはり一般財源を使ってお
るわけでございますから、なかなかそういうわけに
もいかない。一応この一般財源で二百二十五億の
金も出すこととございますので、山の方でもこれ

は相当の努力をしていただかなければならないのではなからうか。そういう山の合理化努力の上に乘つていまのような制度を乗っけてまして、そしてこの五年なら五年の期間に山の健康を回復していただくまして、将来の発展に備えるということが必要ではなからうかと思うわけでございます。

恐縮でございますが、なかなか一刀兩断でりっぱな案というものも持ち合わせておりませんので、官民ともに努力を重ねていくということが必要ではないかというふうに考えております。

○後藤委員　企業努力が大切ですが、その企業努力とあわせて政策が結びつかない限り、私

はやはり維持することが大変難だろうと思うのですね。山に行きましているところと話をしてみますと、これから日本の金属鉱山というものがどういふような姿になっていくんだろうかということに対して、どうも明確な安定した姿を浮かべることに非常にむずかしいということが言われるわけですね。先ほども私は円高の問題を大臣に御質問

○後藤委員　ただ、五十万と二十一万という一本価格の設定ということになりますと、私は、ある意味では指示価格の性格を持つてくると思うので

す。そういう意味で、鉱山経営の維持につきましては、この五十万あるいは二十一万という方向に企業努力をもちろんしていかなければならぬ面もあるでしょうけれども、通産省としてもその指導をされなければならぬのじゃないかと思うわけです。

それと関連をいたしまして、融資発動価格を仮に若干でも超えた場合、絶対に融資はしないというたてまえになるわけでしょうか。この辺は若干の弾力的な幅は持たれるのかどうか、お聞きをしておきたいと思ひます。

それから、ついですのでもう一つ。関税の免税点が改正になれば、融資発動額も恐らく変わると思ふのですが、そういうように理解をしいいかどうか。

この三点をちよつとお聞きをしておきたいと思ひます。

○天谷政府委員 関税につきましては、五十四年度で関税改正をするつもりはありませんが、それから先のことはちよつと考へておりませんけれども、いまそういう問題が現実化するとはななと思つております。

それから、基準価格をちよつとでも超えた場合に、一体発動を停止するののかどうかという御質問でございますが、基準価格を超えまして、それは大体三カ月の期間をとつてみまして、三カ月の平均価格が基準価格を上回つておりますと、この制度の停止を行うということでございまして、それから、瞬間的に一日や二日上がったからといって、すぐびしやうと制度をやめてしまふというようなことではないわけでございます。

しかしながら、弾力的といひましても、三カ月の間の平均を見るという意味の弾力性はございまして、けれども、やはりこういう税金を財源として運用する制度というものは、運用が余り弾力的であつては困る面もあるのではないかと思ひますので、われわれとしては、そういう点ではやはり厳正にやらなければいけないのではないかと、かういふように考へておるわけでございます。

○後藤委員 いまの点、弾力的運用といひましても、そう大きな幅をとるのでしたら、この制度は十分に実効を上げることはできないわけですから、ただ、これからの問題ですが、山元のコストというものが上がつてまいりますし、いろいろな経済情勢も考へてまいりますと、銅三十六万一千円、亜鉛十九万六千円というものは、私は、一つの基準にはなるといひましても、どうしてもそこでの弾力的運用というものに追い込まれてくるのではないだろうか。それを三カ月だけを一取り上げてやるということではなしに、価格の面においても十分に検討をしていくという機会がとられるのではないだろうかという意味で質問をしてみました。

それから、先ほど長官の御答弁の中で、かういふ異常事態というのは、国民の税金も使つていくわけですから、そうおんぶにだつて恒久的にやるということとは考へていかなければならぬということをお示されました。景気が回復してまいりまして、価格が安定をしてまいりました場合に、当然この基金に拠出をするということになると思ふわけですが、そこで、この拠出についてひとつお尋ねをしてみたいと思ふわけですが、

銅五十万円、亜鉛二十一万円、ここでもまた先ほどの融資発動価格と同じことをお聞きするわけですが、即拠出発動というように考へていいののかどうか。それから、もし仮にそうだといたしまして、どういふ方法で具体的に拠出をさせていくのか、この点をひとつお聞きをしておきたいと思ひます。

○天谷政府委員 市況が好転した場合の拠出金に關しましては、結論をいたしましては、それによつて鉱山企業の経営の安定化を図るということとして、非常に必要なことであるといふふうに考へておりますが、一体どういふとり方をするのかというふうな細かい問題につきましては、まだよく詰めておるわけではございませんので、今後関係企業ともよく相談をしまして、妥當な基準を考へていきたいといふふうに思つております。

○後藤委員 ぜひそれは早急に見解をまとめていただきたいと思ひます。さらに、融資事業の説明では、保安対策費あるいは探鉱対策費、閉山防止のための減産資金対策費等となつてゐるわけですね。この「等」といふのは一体何でしょうか。

それから、これらの費用を積み上げて融資をされるのか。そうすると、比較的條件の悪い、しかもコストの高い山ほどこれらの費用がかかるわけですが、相対的に融資額がそのために多くなつてまいります。そういうように理解をしてよろしいでしょうか。生産規模あるいは市場のシェア、これとの関係はないのか、この点をお聞きをしておきたい。

○天谷政府委員 まず最初の御質問の「等」でございますけれども、「等」につきましては、たとへば不要になつた設備の撤去費というふうなものも考へております。その他、人間の頭でございまして、考へつかなくて、入れた方がよいというものも出てくるかと思ひますので、「等」ということにしたわけでございます。

それから、保安費、探鉱費、それから閉山防止のための資金というふうなものにつきましては、個々の申請でチェックをするわけでございます。山の大きさとかマーケットシェアとか、そういうことでは何ら判断するものではございません。

○後藤委員 これはちよつと簡単にお答えをいたしたいと思ひますけれども、基金として地方自治体から拠出される四億円ですね、これは、地方自治体というものはいまでも大変苦しい状況にあるわけですから、この基金の大体二〇％目安というところになつておるようですが、その地方財政が拠出されるということによつてより影響を受けるわけですが、これはひとつ交付金等の特別な配慮を考へておられるのかどうか。これは簡単に結構でございますから、お答えいただきたいと思ひます。

○天谷政府委員 これは地方自治体の方で自主

的、自発的に出していただいたこととございまして、通産省といたしまして、そこでその交付金の問題とかいふことを考へる立場にはないわけでございます。

○後藤委員 ただ、この問題は大変自治体にとつては大きな負担でございますから、通産省の所管ではございませぬけれども、十分にひとつ関係省庁と連絡をとりながら対策を講じていただきたいと思ひます。

時間がございませぬので、最後に、休廃止鉱山抗腐水処理の問題についてお尋ねをしたいと思ひます。

私は、この商工委員会の調査で尾去沢へも行つてまいりました。そこで十分に認識しておつたつもりですけれども、この抗腐水は、休閉山になつた後の抗腐水処理に対して未来水効処理事業を進めていかなければならぬ。私は、これはもう大変なことだと思ふ。そういうことを見てまいりましてあの委員会の決議になつたわけですが、大

変画期的な措置だと考へてゐるわけですが、ただ、当初無利子構想で進んでおつたと思ふのですが、その理由はどうかということ、それから融資率の問題です。融資率が大半は七〇％、中小八〇％ということになつてゐるわけですが、もうすでに休閉山をした山ですから、ここで大手、中小という区別をつけるというのは酷ではないだろうか。私は、これは一〇〇％融資ということを考へるべきではないかと思ふわけですが、

それから、もう時間がございませぬので、まとめてお答えをいたしたいと思ひますけれども、この抗腐水処理の緊急の対策でございまして、休閉山になつて、そして無資力または不存在の休廃止鉱山の鉱害防止工事は自治体等をしてや

歴史の中で鉱山というものが稼行しておつて、先般休廃止、閉山をしたわけですが、その長い歴史のものを、いま稼行しておつた鉱業権者が、これから未来永劫それを背負つていかなければならぬということは、ちょっと制度的には、制度としてはわかるのですけれども、検討していかねければならぬと私は考える。たとえば鉱業権を取得された年限に見合つてとか、あるいは一定の期限、五年なり十年なり二十年なり三十年なり、年限は検討をしていかなければならぬと思ひますけれども、それを過ぎたものに対しては、無資力または不存在の休廃止鉱山と同じような制度をとることができないのだからということを考えさせられたわけです。

それと関連をいたしまして、ただ単に坑産水の処理に対して膨大な資金を投下していくということと同時に、何かお聞きをしますと、インプレースリーチングとかという技術が開発されている。たとえば小坂とか土畑等では、重金属を食べてくれるバクテリアですか、こういうものが開発されていて、そうしてそれが銅の場合でも、銅を食べてくれる、そうしてあるところに置くと銅を放してくるというような、銅を食べるバクテリア等もあるやに聞いているわけです。つまり、坑産水の処理をこれから未来永劫進めていくということの前に、こういった坑産水の中に含まれております重金属を分離し、さらに有用に使つていくというような研究開発投資に対してぜひひとつ対策を講じていくべきではないか。これは鉱山保安法との関係を考えてみましても大変むずかしい問題です。私には提案として申し上げておきたいと思ひます。

つまり、閉出した山というものの鉱業権者が残つていく限りは未来永劫坑産水の責任を背負つていくんだということに対して、ある一定の期限を限るのか、あるいは何らかの対策を講じて、その責任を自治体なりあるいは国なりが分有をしていくという制度をぜひひとつ検討していただきたい。これは直ちにいま御答弁がいただけないか。

わかりませんけれども、前向きな検討をぜひお願い申し上げます。というわけでは。

○原田政府委員　まず、先生が御指摘になりましたような金属鉱業におけるいろいろな特殊性にかんがみまして、現在この山につきまして坑産水の処理につきましてはいろいろな処置が講ぜられていくところでございます。御案内のとおり、設備につきましては、現在有資力のものにつきまして長期低利の融資制度がございます。今回は、御案内のとおり、設備ではなくて、日常毎日毎日支出される坑産水の処理費用につきまして長期低利の融資制度を設けたわけでございますが、特に最近における金属鉱業の窮状にかんがみまして、従来の設備に比しまして、本年度並びに来年度分の融資につきましては、大手、中小を問わず三・五割ということとで特別の措置を講じたわけでございます。

それから、先生御指摘の非常に大きな問題、金属鉱業、未来永久に水の処理をやつていく、あるいは技術対策を一体どうするかといったような問題につきましては、先生御指摘のとおり非常にいろいろな問題がございますので、私もといたしましては、これから非常に大きな基本的な課題として前向きに勉強してまいりたいと思つております。

○後藤委員　終わります。

○山下徳委員長代理　松本忠助君。

○松本(忠)委員　非常に限られた時間の質疑となりましたので、かねて用意をいたしました質疑を大幅に割愛いたしまして、許された時間の範囲内で何点かの疑問点をお伺いしたいと思ひます。

大臣にまず御所見を伺いたいことがございませう。

鉱産物、特に銅、鉛、亜鉛の価格につきまして、これは御承知のように、国際商品である関係上、その価格が国際相場に左右される特性があります。需給調整等によつて対処することはできません。しかるに、米麦の価格など、需給がアンバ

ランスでございまして、生産費を基礎として政府の買入れ価格が決定され、また政府の売り渡し価格、末端小売価格も政府が決定するということになっております。この生産者価格、消費者価格の決定をめぐつては、毎年御承知のような恒例の大運動が展開され、また加えて、生産者価格決定に当たりましては政治加算、こういったことすら行われるのが実情でございます。この点は大に御承知のとおりと思ひます。しかも、本年は米作が未曾有の豊作と言われております。減反政策を政府はとつたわけでございますが、生産は減少するどころか、天候に恵まれたせいもあると思ひますが、非常に豊作である、不思議に思つてございませう。

こうした手厚い恩恵を受けている農業団体に反しまして、金属鉱山は、国際的な銅、亜鉛地金の価格の長期にわたる異常ともいえる低迷と昨年末の急激な円高によりまして、休閉山が続出しております。この現状のまま放置するならば、いかに企業努力に徹しましても限界を超え、日本の金属鉱山は再び立つことのできない状況になるであろうと思つてございませう。御承知のように、鉱山は一たび閉山すれば、再開はまことに困難であります。

私も、秋田の尾去沢鉱山の閉山の事実を視察してまいりました。ひっそりと火の消えたような、経済活動の停止したあの様子を見まして、地域社会に与えるその影響の甚大なのに驚いた次第でございます。また、わが党も、日立鉱山に私を初めといたしまして衆参四名の委員を派遣して、金属鉱山また製錬の実情調査を行ひまして、続いてまた、当商工委員会の中の小委員会におきましても討議、検討がなされました。その結果、全会一致をもつて、今年五月二十六日、金属鉱業安定緊急対策に関する三項目による決議がなされたわけでございませう。

この決議を踏まえまして金属鉱業に対する緊急融資制度を創設する、このために今回金属鉱業事業団法の一部を改正する法律案が提案されたわけ

でございますが、この法律の施行によりまして金属鉱業の当面の危機を回避するために効果があると思ふかどうか、それとももう少し国の助成を強めて国内鉱山の適正な維持、存立を図るようにつきましくと思ふかどうか、この点まず大臣から御所見を伺いたいわけでございませう。

○河本國務大臣　これまでの経過につきましていろいろ御説明がございましたが、私どもは、いろいろな経過を踏まえまして総合的に検討いたしました結果、最終的に、いま御審議をお願いしておりますような内容のものが一番よろしい、また、この程度のことをやれば現状は何とか救われるのではないかと、こういう判断のもとにお願いしたわけでございませう。

○松本(忠)委員　一応これで大臣はやつてみる、こういうお考えだと思ひます。

それでは、あと何点かについてお尋ねをいたしたいと思ひます。

今回の法改正によりまして創設されることのある金属鉱業緊急融資基金、これは当初日本鉱業協会等を中心として考えられていたといわれる無利子、無保証の金属鉱業緊急融資制度、それから見るならば業界としては大幅な後退であるけれども、一般会計から利子補給を受け、超低金利融資として制度化されるということは、国内金属鉱山を存続させるための一歩前進であると受けとめるわけでございませう。また、閉山という危機を回避して、国民経済上重要であるところの金属鉱産物を安定供給するという国家的利益にも効果をもたらすであろうことは私も否定するものではないと思ひます。い

その一点は、金属鉱業事業団に臨時の業務として、金属鉱業を営む者の経営の安定を図るために必要な資金の貸し付けを行う者に対して、当該貸し付けに必要な資金の貸し付け業務を加えようとする、こういう問題でございませうが、その実施期間の問題でございませう。

「当分の間」ということになっておりますが、こ

の点について通産、大蔵両省の間の折衝では、「当分の間」というのは五年間であるという覚書が交わされているというふうに仄聞をいたしてありますが、これは事実かどうか。

また、基金の融資条件から見ると、当初一年半が一年、次の一年半が三年、残り二年は六・五％、こういふことになりました。二年据え置き三年返済となつております。市況の回復に關係なくこれが規定されたわけでございますが、緊急の措置としての性格上から「当分の間」を五年と定めたものではあると思いますが、市況の低迷が続くといふことはなお相当長期にわたるだろうといふことを私は思ふわけでございます。したがって、五年後の基金の役割りといふものを明確にしておく必要があるのではなからうか。

また、融資の貸し付けは五十三年度下期と五十四年度で完了するわけでございますが、五十三年度下期の九十億、五十四年度の百三十五億、合計二百二十五億の規模で対策を進めて、そうして本当に大丈夫ななかどうか。その後の五十五年、五十六年、これらについて追加を要するのではないかと考えますけれども、その点はどうなのか、この二点についてまず長官から伺いたいと思ひます。

○天谷政府委員 まず最初の、「当分の間」について五年という約束を大蔵省としていのかどうかといふお尋ねでございますが、そういう約束はいたしておりません。ただ、「当分の間」といふ非常に不明瞭な表現になっておりますのは、この世界的な非鉄金属の価格の低迷が一体どれくらい続くのかといふことにつきまして確信を持てませんので、「当分の間」といふことになっておるわけでございます。

〔山下徳〕委員長代理退席、委員長着席
次に、五年たつてからの基金の役割りはどうなるのかといふお尋ねでございますけれども、これにつきましては、われわれは、おおむね一九八〇年ないし八一年くらいになれば世界的な銅及び亜鉛の過剰状態は解消する、そして国際的な価

格は平常に戻るであろうといふふうに考えておるわけでございます。この考え方を裏づけるような需給状況あるいは最近の価格状況等もあるわけでございまして、先のことでございしますから断定はできませんけれども、われわれとしてはそういう可能性は大きいといふふうに考えておるわけでございします。それから、第二番目は円レートの問題でございしますが、円レート問題について私は所管でございせんので、答える権限はございませんけれども、円レートも現在非常に異常な状態にあるのではなからうかといふふうに考えておるわけでございします。したがって、いま申し上げましたように、一九八〇年ないし八一年くらいになりまして世界的に市況も回復し、あるいは円相場も正常な状態に戻るといふことであれば、この緊急融資はそこで役目を果たしてしまふといふことになるであらうと思ひます。

しかしながら、それでは基金を廃止してしまうのかといふ点で、そうではないで、正常に戻つて鉱山会社に利潤が出るという事態になりました際には、これは鉱山会社とよく相談をしなければならいと思いますが、基金に今度は拠出をしていただくというシステムにしたらどうであらうか。現在は基金は國家財政に依存しているわけでございしますけれども、そういう行き方は必ずしも好ましい行き方ではございませんから、企業経営が自立できるという事態になりましたら、今度は企業がみずから基金を積み立てていただきまして、そして將來またあり得べき異常事態に対処する、そういうふうな自力更生といひますか、そういう行き方をうたいだくのがよろしいのではなからうかといふふうに考えております。

それから三番目に、二百二十五億の規模の問題でございしますけれども、この銅及び亜鉛の年間売上高がおおむね六百億圓といふような状況でございしますから、この六百億圓に對しまして二百二十五億圓というのは相當な規模ではなからうかといふふうに考えております。

であるとか確認探鉱費であるとかあるいは閉山防止のための経営改善資金であるとか、そういうものの資金需要といふことから考えてみましても、二百二十五億圓といふのはかなり思い切つた額でございまして、こういう資金手当てをすることに、この価格低迷時におきまして鉱山会社がタヌキ掘りとか何とかいふことに走りまして山の命を縮めるということが防止できる、そういう効果を大いに期待できるのではなからうかといふふうに考えております。

○松本(忠)委員 いま長官の言われる一九八〇年代に銅、亜鉛の価格が非常によくなつてくる、こゝうなることをわれわれも期待するわけでありますし、そのなつてほしいと思ふわけでございします。それまでの言ひならば経過措置として政府から金が出るわけでございしますが、いま長官からお話があったように、業界でももういつまでもいつまでも依存している気持ちはないといふところから、景気がよくなつて利益が十分出るようになれば基金をプールのしよ、こういうことも考えられてゐることは事実でございします。その点がいまお答えがあったわけでございします。そして現実の問題としてそうなたときに、そういう方向に改めておやりになるというお考えのようでございしますけれども、私もそれも結構だと思ひます。

しかし、現在の価格といふものが果たして八〇年代、八一年ごろになつてよくなるかどうか、非常に私はまだ不安を持っております。そういう点で、いまの二百二十五億といふ五十三、五十四年のこの規模で一応大丈夫だといふふうなお考えのようでございしますが、これがこれ以上の期限の追加をする必要がないといふことになつてくることをわれわれも希望するわけでございします。そのなつてくれるようにひとつ私も期待をして、いまの長官の答弁を了解しておくわけでございします。

それから、金属鉱業緊急融資制度の基金、これは業界が四億出捐する、その内訳が鉱山側が三億六千万圓、製錬側が四千万圓、それからまた地方自治体が四億を出資して、合計八億といふ金で

きるわけでございしますが、この地方自治体の方、この出資をする場合には當然議会の議決も経なければならぬと思ひますけれども、そういう点について、必ず予定している時期までにこの見通しができるのか、完全にこれが地方議会の方でも、地方自治体としても理解してできるのかどうか、その点についての見通しを伺つておきたいと思ひます。

○天谷政府委員 県知事がおっしゃつたことはちゃんと履行されると信じております。

○松本(忠)委員 それは努力することは當然でしょうけれども……

基金の運営について伺つておきたいわけでございします。基金は鉱山に対して貸付業務をする、こゝういふことになつておりますが、金属鉱業事業団が直接融資ができるのであればこの基金を設けずに済んだわけでございしますけれども、資金運用部資金法の制約から、基金といふようなこゝういふ形態をとらざるを得なかつた。

そこで、その運営についてはどのように実施をしていかれるのか、そしてまたその運営に当たる人員あるいは初年度経費、それについてはどれぐらいを予測しておられるのか、この点を伺ひたい。

○福原説明員 基金の運営に当たりましては、初年度九千万圓の経費を予定しております。それから、人員につきましては、理事長以下八名の人員をもつて運営する予定でございします。

○松本(忠)委員 その役員だけでできるわけでもないと思ひますが、實際上に事務をとる人の問題についてはどうなんでしょうか。

○福原説明員 ただいま八名と申し上げましたのは、理事長以下、専務理事それから実際の仕事をいたします総務、融資、審査の職員が八名、合わせて八名といふこととでございします。

○松本(忠)委員 もうそれだけの人員ですべてをやつていく、こゝういふわけでございします。それでは、時間の關係もございしますので、次に

今回の融資の対象は、銅鉱山、亜鉛鉱山、また随伴として銅、亜鉛を産出するものにあっては調整するとされておりましたが、通産大臣が指定することになっておりますが、この融資は、特に現在困難に陥っている銅、亜鉛鉱山を主目的に救済しようとするけれども、他の非鉄金属についても弾力的に検討する必要があると私は考えますが、他の非鉄金属についてはその見通しがあるのかないのか、伺います。

○天谷政府委員 現在のところ、最も困難しておりますのは銅及び亜鉛でございますし、それからまた、銅及び亜鉛を産出する山、ここからはいろいろなかの非鉄金属、鉱物も随伴されて出てくる場合が大部分でございますので、現在のところ、われわれは、銅、亜鉛をこの融資の対象にすれば目的を達することができると考えておるわけであります。

○松本忠委員 それでは次の問題でございますが、特定不況地域法案、この関連でちょっとお伺いしておきたいわけでございます。

政府が考えているいわゆる十六地域というのは、主として造船関係の地域を指定しているように思われるわけでございます。しかしながら、鉱山においても、同様の不況に加えて、先ほどから再々申し上げますように、価格が国際価格に影響される、また円高も大きな影響を与えておる。加えて鉱山が閉山をするということになると、その地域全体がもうゴーストタウンになりかねない、こういう実例は尾去沢鉱山に実態があるわけでございます。

そこで、その地域指定に鉱山所在の市町村というものを入れるべきであると思ひますが、たとえば神岡鉱山のあるところの神岡町というようなものについてもぜひとも指定すべきものと考えますが、この点についてはいかがですか。

○左近政府委員 特定不況地域につきましては、法律では、この特定不況地域に属する事業所が地域経済の大きな部分を占めておつて、かつ、その特定事業所において事業規模の縮小等が行われま

して、その行われたことに伴つて多数の関連中小企業者の事業活動に著しい支障が生じておる、あるいは離職者の発生等雇用状態が著しく悪くなつておるというようなことが法律の要件に定められております。

そこで、この前提になります特定不況地域にどういうものを入れるかという問題でございますが、御指摘のように、ティビカルなものとしては造船等もございまして、いまお話しのように、非鉄金属鉱業もやはり現在大変不況で困つておりますし、構造不況的な色彩があるということでございますので、これについては、いづれ法律制定後政令で決めることではございまして、けれども、こういう非鉄金属鉱業のようなものもこの業種に該当するのではないかと、現在いろいろ検討しております。

○松本忠委員 いま中小企業庁長官の御答弁がございましたけれども、当然これは入れるべきであると思ひ思つております。ただ、いま神岡の名前だけ一つ出したわけでございますが、これ以外の鉱山においても、山がだめになつてしまえばその町自体が全部当然だめになつてしまふ、そういうことからいっても当然のことであると思ひますので、十分検討していただきたい、このように思ひます。

お約束の時間が参りましたので、最後に大臣からお伺ひして終わりたいと思ひます。

この金属鉱業緊急融資事業は特に緊急を要するものと思ひます。その実施体制の確立というものは焦眉の急と申し上げても過言ではないと思ひます。この点、大臣はどのようにお考えですか。

また、通産当局の鉱業政策といたしましては、探鉱助成制度の充実、備蓄制度の適切な運用、海外資源確保にかかわるところの外貨貸し制度の活用、こうしたものを図ると同時に、地域の実情に対処して特定不況地域対策関連法令の運用にも特段の配慮を払ふべきものであると思ひます。

けれども、大臣は何かがお考えでございますか、大臣の答えを伺つて質問を終わることにいたします。

○河本國務大臣 景気対策の進め方といたしましては、内需の拡大による一般的な景気回復のほか、円高並びに構造不況業種が中心の産業になつております地域の中小企業対策、こういうことのほか、この春成立をいたしました過剰設備の廃棄をする方法もございまして、同時に造船、非鉄等の特別に悪い業種に対する一段と進んだ対策、このような幾つかの対策を併用しておりますが、私どもの期待するところは、景気が回復いたしましてこのような緊縮特別の措置をしなくても済むような事態を一刻も早くつくり上げたい、こういうことを希望いたしております。

しかしながら、国内の非鉄鉱山資源というのは、また経済の安全保障という観点に立ちまして特別な配慮も必要でございますので、そういう観点からも今後総合的に進めていくつもりでございます。

○松本忠委員 いろいろと私も申し上げたわけでございますが、こうした要望についてぜひとも前向きに実施していただくように心から願つて、私の質問を終わります。

○橋口委員長 宮田早苗君。

○宮田委員 端的に質問をいたします。

今年度の下期と五十四年度で合計二百二十五億円の融資をやるという計画であります。本日このこれまでの質問にありましたように、要はこの一年半で業界が立ち直るであろうということ、累積赤字は別といたしましても、単年度で黒になるかどうかということ。銅、亜鉛については国内の需給見通しや価格をどう見通しておられるか、まず御説明をお願いいたします。

○天谷政府委員 現在の非鉄金属の不況は、言うまでもなく二つの理由から起つております。一つは、石油危機に基づくところの国際的な価格の低落でございます。それからもう一つは、異常な円高ということでございます。

国内の需給状況を見てみますと、四十八年にこの生産、消費のピークがあったのでございまして、オイルショックによる落ち込みによりまして、不況によりまして消費は急速に落ちました。五十年がこの消費の落ち込みの底になつております。それから、供給につきましてもやはり五十年が底になつておるわけでございます。亜鉛につきましても五十年が底になつておるわけでございます。それから、銅の消費につきましてもは次第に上昇カーブにございまして、特に五十三年に入りましたから、公共事業の前倒し及び電力の設備投資が非常に効いてまいりまして、特に電線の需要が伸びております。そのためにメーカー在庫は急速に減少いたしまして、一部にはやや品不足というふうな傾向もあらわれておるわけでございます。

亜鉛の方は、鉄鋼不況の影響をじかに受けておりますので、銅ほどはかばかしくはございせんけれども、しかしながら、亜鉛につきましても在庫状況は次第に好転をいたしております。国際的に見ましても同様な傾向がございします。

したがって、私どもは、この一年半、大体昭和五十五年くらいという時点になりますならば、国際的にも国内的にも需給は均衡を取り戻し、価格は次第に正常なラインに戻っていくのではなからうかというふうな期待をいたしておるわけであります。

○宮田委員 新制度の発足に伴ひまして、改正事業団法では、業務の追加として、経営の安定を図るために必要な資金の貸し付けを行う、こう挙げておられるわけですが、対象としては保安対策費とか探鉱対策費、それから閉山防止のための減産資金対策費等が考えられるわけですが、どの分野が多くなると考えておられますか、その点の説明をお伺ひします。

○福原説明員 対象事業費につきましては、今後の申請ベースによりますので、細目はまだはっきりわかりませんが、最近私どもがヒヤリングをいたしました傾向によりますと、保安対策費が約六〇%、確認探鉱費が三〇%、減産対策費が一〇%

というような比率になっております。

○宮田委員 いわばこの制度については財投を財源としておるわけですが、二百二十五億円がまるまる融資に使われた場合、市況や円相場の変動要因はございますけれども、二百二十五億円が業界の財務にどの程度プラスするのか、この際お示しできれば説明をしていただきたい。

○榎原説明員 国内鉱山の現在の総売上高が、年間で大抵五百億円から六百億円の間にございまして、これに對しまして二百二十五億円の運搬資金の融資ということは、年間の売上高の約四割の資金を供給することになりますので、しかもこれが超低利ということになりますれば、企業にとりましてその財務上の影響はきわめて大きいと私も信じております。

○宮田委員 財団法人の金属鉱業基金の事業計画の一つに、調査及び情報収集があるわけですが、それに対する予算も、わずかではございますが、計上してございます。情報収集ということでは、事業団の資料センター業務でこれは附けない特殊なものなのか、あるいはどうも新しい機関をつくる際に重複するような気がしてなりません、この点はどうですか。

○榎原説明員 現在、金属鉱業に關します情報収集は、主として金属鉱業事業団の資料センターが特に海外情報の収集について実施しておるわけでございますが、基金に情報収集、調査の仕事を設けまして、特に本件についての調査、情報収集の必要があればそれを行わせるということでございます。現在のところ、まだ具体的にこのような調査をさせるというところまでは決まっております。

○宮田委員 銅、鉛、亜鉛、それにアルミ地金の備蓄制度が發足して三年になるわけですから、五十四年度から売却の時期に入ると思ふんです。この市況回復の兆しがありといえども、前途はそれほど明るくないんじゃないか、こう思いますが、それに対してどう対処なさるものか、御説明願いたいと思ひます。

○榎原説明員 五十一年度に買入れまして備蓄しております銅、亜鉛、アルミニウムにつきましては、五十四年度に買入れの期限が来るわけでございますが、現在の価格をもつていたしましては、製錬会社といたしましては、来年度期限が参りまして買戻すことは非常にむずかしいだろうと思ひまして、私も、これを現在延長の方向で大蔵省と折衝を続けております。

○宮田委員 これまで金属鉱業救済策の一つとして立法化されました円高法や離職者法の適用状況、この点把握されておりましたら説明願いたいと思ひます。

○榎原説明員 離職者法につきましては労働省所管でございまして、現在正確な数字を持ち合わせておりませんので、御勘弁願いたいと思ひます。円高融資の実績につきましては、現在のところ十一社が二億五千五百万円の借入れを行つております。それから、現在なお申請中のものが二社、六千万円ございまして。

○宮田委員 最後になりましたが、大臣せっかくおいでになりますので、見解ないし決意を承りたいと思ひます。

と申しますのは、この前の国会後半でございましたが、特別決議を本委員会でしたわけでございます。さらに今日は、あれ以降業界の経営内容というものが非常に悪化しておるんじゃないか、こう思ひます。特に円高等の關係から非常に深刻な様相を呈しておるんじゃないか、こう思つております。そういうときにこの法律がつくられたというところは、時宜を得た、当を得た措置と歓迎するわけでございますが、つくつたといつたしましては、運営そのものによつて非常に大きな影響をもたらすんじゃないかというふうにも思つております。要は緊急を要するわけでございますので、その点について大臣の決意のほどをひとつ御表明願つていただきたい、こう思ひます。

○河本國務大臣 せっかく各方面の合意を得まして画期的なこの新しい仕組みができたわけでございますから、運営の面には十分気をつけまして、

効果が出るようにしたいと考えております。

○宮田委員 終わります。

○橋口委員長 安田純治君。

○安田委員 審議を進めるためにきわめて短時間の質疑時間でございますので、端的にお答えをいただきたいと思います。

まず、今回の改正によつて金属鉱業緊急融資制度が行われるわけですが、この対象鉱山は一体幾つ予想されるかということが一つです。それから、この対象鉱山の会社のうち、大企業と中小企業の内訳はどうなのか。それから三つ目は、鉱山だけを持つてるところと製錬部門を持つてゐるもの内訳はどうなのか。

この三点についてまずお伺いたします。

○榎原説明員 対象鉱山は、銅、亜鉛、鉛、全鉱山を含めまして、二十五鉱山と予定しております。大手、中小別、それから製錬所を持つてゐる鉱山につきましては、いま数字を分類してございせんので、ちょっとお待ちいただきたいと思ひます。

○安田委員 時間がかつたので、それは後から伺うことにいたします。この融資制度を利用できる鉱山は約二十五というお答えですが、これはお答えがないけれども、多分ほとんどが中小企業の鉱山だという状況だと思ひます。そうなる、融資であるから担保能力が問題になるわけでございます。

時間の都合で幾つか続けて質問いたしますのでお答えいただきたいのですが、今日の金属鉱業の危機のもとでは担保提供能力がない中小鉱山が出てくるというわけです。せっかくの融資制度も生きなくなるわけですね。そこで、現在の中小鉱山が生まれた経緯を見ますと、大企業からの分離、子会社化によつてできたという経緯がありますので、これらの親企業に保証させるべきであると思ひますがどうかということが一点です。

もし親企業の責任で保証融資を受けるとき、一つの心配が出てまいります。それは、保証するに

当たつて、中小鉱山に對して経営の合理化の一層の促進とか、人員の削減の要請などの圧力が親企業からかけられるおそれがあります。せっかくの資金が生きなくなる危険がありますので、この点に對する政府の考え、親企業に對する指導はどう考へてゐるかということが二点です。

それから、親企業がまた製錬部門を持つてゐる企業でもあるということになりますと、今回のように信用保証を親企業がするということになりますと、この機会に国内鉱山の優先使用などの義務づけについても検討すべきではないかと思ひますけれども、その意思があるかどうかということが三点であります。

それから四つ目は、今回の融資制度は、国内資源を閉山の危機から救済すること、また経営の安定をすることを目的としてゐるわけでありまして、これらの閉山防止のための減産資金対策費のうち、退職金資金を一人当たり四百万円まで融資することができるといふようなことになってゐるようではありますが、せっかくの資金が悪用されて人員削減などに使われて、端的に言へば首が切りやすくなるというふうなことでございまして、雇用拡大、安定につながるわけで、雇用不安を生むおそれがあると思ひます。これに對しては、雇用不安につながらないようになければならないと思ひますけれども、その対策はどうか、この点をお伺ひいたします。

○天谷政府委員 最初の担保の問題でございますが、やはり財政資金を貸すわけでございますから、担保についてはできるだけ確実なものをいただきたいというのとは當然なことかと存じます。したがつて、親会社がある場合には親会社から極力担保を徴することとしたい。他方、親会社がない独立の中小鉱山に關しましては、基金が八億の財産を持つておるわけでございますが、基金が肩がわりして担保をするということを考えていきたいと思つております。

それから、前の、親会社が保証する場合に、それが子会社に不当な首切りその他を強要しないかと

いう問題につきましては、子会社としましても親会社としましても経営の合理化を図らなければいけないというところは当然であろうかと思ひますが、他方、親会社が子会社に対して優越的地位を乱用して不当に圧迫するといふようなことは、もちろん好ましいことではございませんので、そういうことがないよう指導したいと思ひます。

三番目に、国内鉄の優先使用の問題でございますけれども、われわれといたしましては、国内鉄の優先使用というのは政策の基本的な原則であると考えておりますから、できるだけそういう方向で指導したいと思ひます。

それから、閉山防止のための減産資金、これの中に退職金も含まれておりますが、これが雇用不安につながるのではないかと御指摘でございますが、私どもは、今回の緊急融資制度の根幹は、できるだけ閉山を防止することにあると思ひておるわけでございます。現在のように価格が低迷をいたしますと、企業が苦しまされにタヌキ掘り等をやりまして山の命を縮めてしまふというやうなことがあつては非常に困るわけであります。そういうことをやらせないようにこの制度をつくるわけでございます。閉山の防止、山の経営の安定化、これが基本でございます。したがって、首切りを促進しようとか閉山を促進しようとか、そういうことは全く考えていないわけでございまして、そういうふうな首切りのための退職金ということではなく、山でも退職する人はいるわけでございますから、そういう人たちの退職に對しては金も無いといふことにならないやうに、こういうことも含めていいのではないかと、しかし、趣旨は首切り奨励とかそういうことでは全くないわけでございます。

○福原説明員 先ほどお尋ねの大手、中小別の鉄山数を申し上げますと、大手企業に属する鉄山が六、中小鉄山が十九でございます。それから、企業として製鉄所を持っており鉄山は、大手の六鉄山、中小鉄山で一つでございます。

ます。

○安田委員 質問時間が参りましたので、これで終わりますけれども、大手、中小の数字などをよく把握されておらなかつたり、あるいは首切りにつながらないやうなことをおっしゃいますけれども、私の質問申し上げた部分はこの融資制度についての非常な問題点であると思ひますので、この点十分にお考えの上、雇用不安などにつながらない運用をぜひしていただきたいということを強く要請して、質問を終わります。

○橋口委員長 山崎拓君。

○山崎(拓)委員 今回の緊急超低利融資の制度が非鉄金属鉄山の経営安定のカンフル注射となり、かつ、この制度を恒久的な制度として確立されることを期待いたしますが、さらに、鉄山の経営安定のために、鉄山から鉄石を賣る製鉄所の経営基盤の確立が必要である、かように考えております。

そこで、七月十一日に私が当商工委員会で質問をいたしました際に、電力料金問題についてエネルギー庁長官の答弁がございました。製鉄所の経営基盤の安定のためにどうしても電力料金の引き下げを検討していただきたいわけでございますが、長官答弁の中で、「この供給規程そのものをもう少し弾力化する、負荷調整に協力するユーザーに對してもっと大幅な割引ができるようにする」といふことにつきましては、現在鋭意検討中でございます。」「こういう答弁がございました。

特約料金制度の活用によつて負荷調整に協力する者に對して特別の割引制度を考へるということについての検討はその後どうなつてゐるか、まず第一点お伺ひします。

○天谷政府委員 特約料金制度をさらに合理化し、拡大するやうな方向で現在も検討を続けているところでございます。ただ、差益還元問題といふのが間に入りまして、その検討がしばらく休みになつておつたわけでございますが、今後ともさらに一層検討を続けたいと思つております。ただ、負荷調整問題といふのは、夏場にピーク

が参りまして、そのときが非常に大きな問題なのでございますが、夏場は過ぎてしまひましたし、それから下期について言へば差益の還元といふこともございますので、来年の夏場に間に合うやうに、来年の春くらいから実施できるやうな方向で、特約制度の拡大あるいは合理化といふやうなことにつきまして目下検討を続けているところでございます。

○山崎(拓)委員 もう一つ、電力コストの低減方策として、小水力の問題について前回は質問いたしました。その際、長官は、電源特会の資金を通じて直接補助金を出したらどうかといふ私の質問に對して、いますぐこの制度を大幅に変へることに直ちに踏み切るということとはむずかしい、しかし、なお検討する、こういう趣旨の答弁がございました。

先般新聞紙上で、電源多様化税の新設を考えている、検討している、こういう記事を読んだのでございますが、これは電源特会の財源となつて、その電源特会から水力発電の利子補給あるいは地熱エネルギーの研究開発等に充当するものとなるというふうには私は期待するわけでございますが、この点、私はぜひ実現させたいと考へる者の一人でありまして、長官の考へをこの際伺つておきます。

○天谷政府委員 先生御案内のとおり、電源のエネルギーといたしまして石油に過度に依存するといふ状況は、必ずしも好ましいことではないと思つておりますので、われわれといたしましては、エネルギーの安全保障という意味からも、できるだけ電源を多様化したいと考へております。多様化する対象といたしましては、たとえば水力、地熱、石炭火力、原子力、こういうものがあるわけでございます。原子力は別といたしまして、石炭火力、水力、地熱、こういうものを見てみますと、その賦存状況が地域的に均一ではございません。あるところには地熱とか石炭とか水力がたくさんあるが、ある場所にはそういうものは余りない、九電力によりまして非常にアンバラ

ンスがあるわけでございます。他方、こういうやうな電源を開発しようとしたしますと、資本費が非常に高いとか燃料費が高いとか、あるいは研究開発のためのリスクを多く伴うとかいふやうなことで、石油火力と比べましてどうしてもコスト高になるおそれがあるわけでございます。しかしながら、そうかといつてそういうものを促進しないというわけにもまいりませんので、こういうアンバランスを解決する何らかの手段を考へる必要があるのではないか。その税といふやうなものも一つの考へ方かと思ひますが、いま資源エネルギー庁におきましては、どういふ方法がいいか部内で鋭意検討しておるところでございます。

○山崎(拓)委員 私がお願いしたいのは、電源多様化税はもちろんでありますから、要するに山元小水力の開発のために、これはどうしてもコストは利子でございますから、あるいは償却でございますから、利子の補給を考へられないか、こういう点さらに検討していただきたいと思ひます。

最後に、中小企業庁長官に御質問いたしますが、すでに同僚議員から何度か質問があつたやうであります。私どもは、非鉄金属鉄山のいわゆる企業城下町を視察いたしましたので、現在の大変な苦境を身にしてみても、はだで感じておるわけであります。ですから、今回の次に審議することとなる特定不況地域中小企業対策臨時措置法のもとで特定不況地域として指定を受けたいといふ切なる要望がありますので、これはぜひ特段の御配慮をお願いしたい、こういうことであります。

そこで、この特定不況地域、これは読みませんが、定義を讀んでみると、供給能力が過剰だといふことが挙げられておつて、非鉄金属が対象となるかどうか、多少少ない点がある点があるので、これは間違いないかといふことを確認したい。

それから、職安の地域の範囲内でいわゆる有効求人倍率等の指数で決める、こうなりますと、金属鉱業に勤めておられる方が、労働力として非常に移動性に富んだものであるかどうかといふことは非常な疑問がありますから、そういう点も勘案

及び当該事業協同組合であることをその直接又は間接の会員の資格とする協同組合連合会（以下この条において「商店街振興組合等」という。）

体とみなす。この場合において、第十四条の二
第一項中「特定物品販売事業と同種の事業」とあ
り、第十六条の二第一項中「中小小売商団体」の
構成員の資格に係る特定物品販売事業と同種の
事業」とあるのは「商店街振興組合等の構成員た
る中小小売商が現に販売する物品と同種の物品
の販売事業」と、第十四条の二第一項中「中小小
売商の経営」とあるのは「中小小売商（当該同種
の物品の販売事業を行う中小小売商をいう。以
下第十六条の二第一項、第十六条の三第一項及
び第十六条の五第一項において同じ。）の経営」
と読み替えるものとする。

第二十条の見出しを「（不服申立て）」に改め、同
条第二項中「主務大臣又は都道府県知事は、前項
の異議申立てに対する裁決又は決定（却下の裁決又
は決定を除く。）は、審査請求人又は「行わな
ければ」を「行つた後にしなければ」に改め、同条
第四項中「際しては、」の下に「審査請求人又は」を
加える。

第二十条の二中、第十九条第二項及び第二十
条第二項を「及び第十九条第二項」に改める。

第二十一条中「第六条第三項」を「第六条第一項
第三号及び第三項」に、「及び」を「並びに」に改め
る。

附則第十二条を次のように改める。

（小売商業調整特別措置法の一部改正に伴う経
過措置）

第十二条 商店街振興組合又は商店街振興組合連
合会の設立の認可の申請であつてこの法律の施
行の際現に受理されているもの及びこの法律の
施行の日から起算して六月以内に受理されたも
のに係る団体は、当該設立の登記があるまでの
間は当該申請について不認可の処分があるまで
間、第二条の規定による改正後の小売商業調整
特別措置法第十六条の七の規定の適用について
は、商店街振興組合又は商店街振興組合連合会
とみなす。

附則第十三条を削り、附則第十四条を附則第十

三条とし、附則第十五条を附則第十四条とする。

大規模小売店舗における小売業の事業活動
の調整に関する法律及び小売商業調整特別
措置法の一部を改正する法律案に対する修
正案（安田純治君外一名提出）

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調
整に関する法律及び小売商業調整特別措置法の一
部を改正する法律案の一部を次のように修正す
る。

第一条のうち、第七条に三項を加える改正規定
中「次の三項」を「次の二項」に、「二月を超えない」
を「必要と認められる」に改め、第四項及び第五項
を削る。

第二条を次のように改める。

（小売商業調整特別措置法の一部改正）

第二条 小売商業調整特別措置法（昭和三十四年
法律第百五十五号）の一部を次のように改正す
る。

第十六条の六の次に次の一条を加える。

（商店街等小売商団体による調査の申出等）

第十六条の七 商店街が形成されている地域内又
は小売市場内の中小小売商を主たる構成員とす
る団体（法人でない団体を含む。）であつて政令
で定める要件に適合するもの（以下この条にお
いて「商店街等小売商団体」という。）は、この法
律の適用については、中小小売商団体とみな
す。この場合において、第十四条の二第一項中
「特定物品販売事業と同種の事業」とあり、第十
六条の二第一項中「中小小売商団体の構成員の
資格に係る特定物品販売事業と同種の事業」と
あるのは「商店街等小売商団体の構成員たる中
小小売商が現に販売する物品と同種の物品の販
売事業」と、第十四条の二第一項中「中小小売商
の経営」とあるのは「中小小売商（当該同種の物
品の販売事業を行う中小小売商をいう。以下第
十六条の二第一項、第十六条の三第一項及び第
十六条の五第一項において同じ。）の経営」と読

み替えるものとする。

附則第十二条及び第十三条を削り、附則第十四
条を附則第十二条とし、附則第十五条を附則第十
三条とする。

